

## 第7 財産の状況

財産の当年度末における現在高及び当年度中の増減は、次のとおりです。

| (単位　㎡、千円、点)      |      |               |           |           |               |
|------------------|------|---------------|-----------|-----------|---------------|
| 区　　分             |      | 前年度末<br>現　在　高 | 当年度中の増減   |           | 当年度末<br>現　在　高 |
|                  |      |               | 増         | 減         |               |
| 土　　地             |      | 5,520,202.83  | 20,722.32 | 19,184.65 | 5,521,740.50  |
| 建<br>物           | 木　　造 | 6,468.70      | 48.66     | 64.32     | 6,453.04      |
|                  | 非木造  | 618,342.42    | 5,049.80  | 2,783.60  | 620,608.62    |
| 出資による権利          |      | 2,231,329     | 0         | 0         | 2,231,329     |
| 物　　品             |      | 1,195         | 21        | 48        | 1,168         |
| 債　　権             |      | 978,490       | 8,880     | 86,489    | 900,881       |
| 基　　金<br>(出納整理期末) |      | 13,102,894    | 1,662,994 | 1,397,247 | 13,368,641    |

### 1 土 地

土地は、前年度末より1,537.67m<sup>2</sup>増加しています。

これは主に、阪神友愛食品が255.69m<sup>2</sup>、武田尾分団消防車庫が233.41m<sup>2</sup>減少したものの、市道341号線用地が1,013.25m<sup>2</sup>、県道114号西宮宝塚線用地が373.34m<sup>2</sup>、武田尾公会堂が205.01m<sup>2</sup>、中筋山手4丁目公園が182.52m<sup>2</sup>、平井第3公園が150.62m<sup>2</sup>が増加したことによるものです。

### 2 建 物

建物は、前年度末より2250.54m<sup>2</sup>増加しています。

これは主に、長尾中学校屋内運動場が688.75m<sup>2</sup>、旧自然休養村センターが631.82m<sup>2</sup>、中山桜台小学校が345.50m<sup>2</sup>減少したものの、文化芸術センターが3256.69m<sup>2</sup>、宝塚市役所西谷庁舎が337.48m<sup>2</sup>、東消防署西谷出張所が197.29m<sup>2</sup>、西谷サービスセンターが162.52m<sup>2</sup>増加したことによるものです。

### 3 出資による権利

出資による権利は、増減がありませんでした。

## 4 物 品

物品は、前年度末より27点減少しています。

これは主に、戸棚が2点、室内用具が2点、美術品が2点増加したものの、箱が17点、車両が7点、厨具が6点減少したことによるものです。

## 5 債 権

債権は、前年度末より7,760万円減少しています。

これは主に、宝塚駅前地区第2種市街地再開発事業事務所保留床処分割賦金が5,880万円、修学資金貸付金が935万円減少したことによるものです。

## 6 基 金

基金は、前年度末より2億6,574万円増加しています。

これは主に、公共施設等整備保全基金が2億2,005万円、財政調整基金が2億897万円、霊園運営基金が6,863万円取崩しにより減少したものの、介護給付費準備基金が2億7,002万円、障害福祉基金2億4,943万円、都市計画事業基金が1億4,684万円積立てにより増加したことによるものです。

## 第 8 基金運用状況

### 1 援護資金貸付基金

基金は、現在総額697万円で運用されており、当年度末内訳は、現金預金501万円及び債権195万円で、それぞれ翌年度へ繰越しされています。

なお、当年度中の運用状況は、次表のとおりです。

(単位 円)

|     | 前年度末<br>現在高 | 運用状況           |                | 当年度末<br>現在高 |
|-----|-------------|----------------|----------------|-------------|
|     |             | 増              | 減              |             |
|     |             | 収 入 額<br>(返済額) | 支 出 額<br>(貸付額) |             |
| 現 金 | 4,759,000   | 260,000        | 0              | 5,019,000   |
| 債 権 | 2,214,000   | 0              | 260,000        | 1,954,000   |
| 合 計 | 6,973,000   | 260,000        | 260,000        | 6,973,000   |

年度別の貸付け及び償還の状況は、次表のとおりです。

(単位 円)

| 区分<br>年度 | 貸 付 額 |            | 償 還 済 額    |              |         | 未償還金額     | 滞 納 額 |           |
|----------|-------|------------|------------|--------------|---------|-----------|-------|-----------|
|          | 件数    | 金 額        | 令和元年度末     | うち、令和元年度中償還分 |         |           | 件数    | 金 額       |
|          |       |            | 金 額        | 件数           | 金 額     |           |       |           |
| H21 以前   | 819   | 44,765,000 | 40,200,000 | 10           | 185,000 | 1,353,000 | 13    | 1,353,000 |
| H22      | 3     | 500,000    | 448,000    | 1            | 12,000  | 40,000    | 1     | 40,000    |
| H23      | 3     | 400,000    | 275,000    | 1            | 15,000  | 110,000   | 1     | 110,000   |
| H24      | 0     | 0          | 0          | 0            | 0       | 0         | 0     | 0         |
| H25      | 1     | 140,000    | 50,000     | 1            | 20,000  | 70,000    | 1     | 70,000    |
| H26      | 4     | 650,000    | 241,000    | 3            | 28,000  | 381,000   | 3     | 381,000   |
| H27      | 0     | 0          | 0          | 0            | 0       | 0         | 0     | 0         |
| H28      | 0     | 0          | 0          | 0            | 0       | 0         | 0     | 0         |
| H29      | 0     | 0          | 0          | 0            | 0       | 0         | 0     | 0         |
| H30      | 0     | 0          | 0          | 0            | 0       | 0         | 0     | 0         |
| R01      | 0     | 0          | 0          | 0            | 0       | 0         | 0     | 0         |
| 合 計      | 830   | 46,455,000 | 41,214,000 | 16           | 260,000 | 1,954,000 | 19    | 1,954,000 |

当年度は新たな貸付け、滞納ともに発生していません。滞納は、前年度末より2件26万円減少し、19件195万円です。

## 2 土地開発基金

当年度末内訳は、現金預金4億6,330万円及び土地3,669万円で、それぞれ翌年度へ繰越しされています。

(単位 円)

| 前年度末<br>現在高 |             | 運 用 状 況 |            |            |     |            |            | 当年度末<br>現在高 |
|-------------|-------------|---------|------------|------------|-----|------------|------------|-------------|
|             |             | 増       |            |            | 減   |            |            |             |
|             |             | 造成額     | 収入額        | 合 計        | 処分額 | 支出額        | 合 計        |             |
| 現金預金        | 457,671,145 | 0       | 14,628,132 | 14,628,132 | 0   | 8,995,896  | 8,995,896  | 463,303,381 |
| 土 地         | 42,328,855  | 0       | 8,995,896  | 8,995,896  | 0   | 14,628,132 | 14,628,132 | 36,696,619  |
| 合 計         | 500,000,000 | 0       | 23,624,028 | 23,624,028 | 0   | 23,624,028 | 23,624,028 | 500,000,000 |

当年度中の運用状況を見ると、899万円で土地を取得し、1,462万円の土地が買い戻されています。

## 3 国民健康保険出産費資金貸付基金

基金は、総額500万円で運用されており、当年度末内訳は、現金預金500万円で、翌年度へ繰越しされています。

なお、当年度中の運用状況は、次表のとおりです。

(単位 円)

|      | 前年度末<br>現在高 | 運 用 状 況      |              | 当年度末<br>現在高 |
|------|-------------|--------------|--------------|-------------|
|      |             | 増            | 減            |             |
|      |             | 収入額<br>(返済額) | 支出額<br>(貸付額) |             |
| 現金預金 | 5,000,000   | 0            | 0            | 5,000,000   |
| 債 権  | 0           | 0            | 0            | 0           |
| 合 計  | 5,000,000   | 0            | 0            | 5,000,000   |

貸付け及び償還の状況は、次表のとおりです。

(単位 円)

| 区分<br>年度 | 貸 付 額 |     | 償 還 済 額       |                    |     | 未償還金額 | 滞 納 額 |     |
|----------|-------|-----|---------------|--------------------|-----|-------|-------|-----|
|          | 件数    | 金 額 | 令和元年度末<br>金 額 | うち、令和元年度中償還分<br>件数 | 金 額 |       | 件数    | 金 額 |
| H27      | 0     | 0   | 0             | 0                  | 0   | 0     | 0     | 0   |
| H28      | 0     | 0   | 0             | 0                  | 0   | 0     | 0     | 0   |
| H29      | 0     | 0   | 0             | 0                  | 0   | 0     | 0     | 0   |
| H30      | 0     | 0   | 0             | 0                  | 0   | 0     | 0     | 0   |
| R01      | 0     | 0   | 0             | 0                  | 0   | 0     | 0     | 0   |
| 合 計      | 0     | 0   | 0             | 0                  | 0   | 0     | 0     |     |

## 第9 むすび

### 1 決算の特徴及び財政状況等

#### (1) 決算の状況について

当年度の決算規模は、一般会計歳入808億5,265万円（対前年度比3.8%増）、歳出797億6,156万円（対前年度比3.6%増）で、歳入歳出差引残額は10億9,108万円と前年度より2億5,332万円（30.2%）の増となっています。この額から、翌年度に繰り越すべき財源を差し引いた実質収支額は5億65万円となり、昭和52年度以降43年間連続の黒字決算となっています。また、特別会計においては、実質収支額は10億4,037万円の黒字決算となっています。

当年度実質収支額に含まれる前年度実質収支額を差し引いた当年度の単年度収支額は、一般会計で1億2,160万円の黒字、特別会計で2億3,304万円の黒字となっています。実質的な黒字、赤字の要素を加減した実質単年度収支額は、一般会計で6,930万円の赤字、特別会計で2億3,304万円の黒字となりました。この結果、全会計合計の実質単年度収支額は、1億6,374万円の黒字となりました。

なお、各特別会計における実質単年度収支の黒字のものは、主に介護保険事業費2億940万円となっています。また、実質単年度収支の赤字のものは、主に農業共済事業費714万円、後期高齢者医療事業費547万円となっています。

#### (2) 財政指標が示す財政構造の硬直性について

普通会計における各財政指標を見ると、財政力指数は0.887で前年度より0.005ポイント悪化し、単年度で見ると0.880となり、当年度も普通交付税の交付団体となりました。

経常収支比率は、96.9%で前年度から1.1ポイント悪化しました。その主な要因は、分母である経常一般財源（歳入）が前年度より5億7,323万円増加したものの、分子である経常経費充当一般財源（歳出）が対前年度より10億7,790万円増加したことによるものです。

また、実質収支比率は1.1%で前年度より0.2ポイント好転しました。

一方、市債残高は一般会計、特別会計を合わせて前年度より7億7,806万円増の736億4,385万円となり、市民一人当たりの市債残高は31万円（前年度31万円）となっています。

実質公債費比率は3.6%で、前年度より0.1ポイント好転しました。

### （３）繰替運用の状況について

歳計現金の一時的な不足を補うため、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができ、当年度は最高76億円が繰替運用されました。

当年度繰替運用に伴う利息として、一般会計から24万円が支払われました。

また、財政調整基金等から宝塚市土地開発公社に対し、ほぼ年間を通じ15億円が貸し付けられています。

### （４）収入未済額について

自主財源の収入未済額は41億4,528万円で、前年度に比べ7億6,145万円（15.5%）減少しています。

その内容を見ると、市税の収入未済額は13億8,239万円で、前年度に比べ2億5,309万円（15.5%）減少しています。これは主に、固定資産税が1億2,274万円、個人市民税が9,024万円減少したことによるものです。

市立保育所保育料及び私立保育所保育料（保育実施児童保護者負担金）の収入未済額は7,054万円で、前年度に比べ384万円（5.2%）減少しています。

市営住宅使用料の収入未済額は1億276万円で、前年度に比べ1,445万円（12.3%）減少し、また、市営住宅の共同施設として整備された駐車場の使用料の収入未済額は3,373万円で、前年度に比べ192万円（5.4%）減少しています。

阪神・淡路大震災に係る災害援護資金貸付金償還金の収入未済額は1億264万円で、前年度に比べ8,019万円（43.9%）減少しています。

住宅資金貸付金償還金の収入未済額は5,213万円で、前年度に比べ49万円（0.9%）減少しています。

修学資金貸付金償還金の収入未済額は2,075万円で、前年度に比べ14万円（0.7%）増加しています。

学校給食費の収入未済額は772万円で、前年度に比べ115万円（13.0%）減少しています。

生活保護費返戻金の収入未済額は2億6,158万円で、前年度に比べ3,687万円（16.4%）増加しています。

国民健康保険税の収入未済額は19億9,556万円で、前年度に比べ2億9,858万円（13.0%）減少しています。

介護保険料の収入未済額は5,965万円で、前年度に比べ1,672万円（21.9％）減少しています。

後期高齢者医療保険料の収入未済額は3,397万円で、前年度に比べ482万円（12.4％）減少しています。

#### （５）不納欠損について

当年度一般会計・特別会計における不納欠損額は3億9,491万円で、前年度より1億6,709万円（73.3％）増加しています。

市税の不納欠損処分は、1,903件、5,973万円で、前年度に比べ件数は356件、額は688万円（10.3％）減少しています。

市立保育所保育料及び私立保育所保育料（保育実施児童保護者負担金）の不納欠損処分は、14件、78万円で、前年度に比べ、件数は5件、額は16万円（26.7％）増加しています。

市営住宅使用料の不納欠損処分は、10件、815万円で、前年度に比べ、件数は6件、額は625万円（329.1％）増加しています。また、市営住宅の共同施設として整備された駐車場の使用料の不納欠損処分は、5件、105万円で、前年度に比べ、件数は2件、額は26万円（32.9％）増加しています。

災害援護資金貸付金元利収入の不納欠損処分は、62件、7,625万円で、前年度に比べ、件数は53件、額は5,937万円（351.6％）増加しています。

学校給食費の不納欠損処分は、7件、12万円で、前年度に比べ、件数は2件、額は3万円（43.8％）増加しています。

生活保護費返戻金の不納欠損処分は、5件、327万円で、前年度に比べ、件数は6件、額は798万円（70.9％）減少しています。

国民健康保険税の不納欠損処分は、1,438件、8,354万円で、前年度に比べ、件数は24件減少していますが、額は145万円（1.8％）増加しています。

介護保険料の不納欠損処分は、3,878件、2,405万円で、前年度に比べ、件数は898件、額は611万円（20.3％）減少しています。

後期高齢者医療保険料の不納欠損処分は、415件、580万円で、前年度に比べ、件数は89件、額は80万円（16.1％）増加しています。

その他の不納欠損処分としては、クリーンセンタープラスチック類選別等処理業務委

託契約に係る弁償金が1件、7,949万円（皆増）、違約金及び延納利息が2件、5,192万円（皆増）となっています。

## （６）基金の取崩しについて

普通会計ベースで、平成30年度末現在高100億1,964万円の基金は、主に公共施設等整備保全基金を2億2,005万円、財政調整基金を2億897万円取り崩したものの、障害福祉基金を2億4,943万円、都市計画事業基金を1億4,684万円、新ごみ処理施設建設基金を1億36万円積み立てたことにより、令和元年度末には684万円増加し、現在高は100億2,648万円となっています。

## （７）各事業の実施について

### ア 一般会計関係

当年度は、（仮称）市立文化芸術施設新築工事、宝塚市ひろば等整備工事（その2）、宝塚市ひろば等整備工事（その6）、宝塚文化芸術センター庭園整備工事（その2）、宝塚文化芸術センター庭園整備工事（その3）、旧市立自然休養村センター改修外工事、長尾山大橋補修工事（その1）、アピア橋補修工事、（都）荒地西山線道路新設改良工事（その1）、（都）荒地西山線道路新設改良工事（その2）、（都）荒地西山線道路新設改良工事（その3）、市営安倉西住宅外部改修（第2期）工事、市営安倉西住宅外部改修（第3期）工事、市営武庫川住宅外部改修工事、宝塚市MCA防災行政無線整備（その4）工事、宝塚市MCA防災行政無線整備（その5）工事、市立安倉北小学校校舎改修（第3期）工事、市立西山小学校校舎改修（第3期）工事、市立丸橋小学校西階段室トイレ改修工事、市立小浜小学校校舎改修（第2期）工事、市立売布小学校校舎改修（第2期）工事、市立長尾中学校空調設備更新工事、市立光ガ丘中学校特別教室棟トイレ改修工事、市立御殿山中学校校舎改修（第3期）工事、市立長尾中学校旧屋内運動場外除却等工事が完成しました。

都市計画道路荒地西山線整備事業の進捗状況は91%で、令和4年度年度完了の予定となっています。都市計画道路競馬場高丸線整備事業の進捗状況は11%で令和7年度完了の予定となっています。

生活道路整備事業の進捗状況は、指定道路整備が65.9%、狭隘道路整備が5.2%となっています。



## イ 特別会計関係

国民健康保険事業費会計の当年度における実質収支は4億6,417万円の黒字となっています。

国民健康保険税の現年度の収納率は93.5%で、前年度より0.9ポイント上昇しています。また、一般会計からの繰入金は、前年度より3,556万円増加し、17億892万円となっています。

国民健康保険診療施設費会計の収支の状況は、3,564万円の赤字を特別会計国民健康保険事業費からの繰入金109万円及び一般会計からの繰入金3,454万円で補填しています。なお、赤字の内訳は、医科が1,376万円、歯科が2,187万円となっています。

介護保険事業費会計の当年度における実質収支は、4億506万円の黒字となっています。また、一般会計からの繰入金は、前年度より2億1,395万円増加し、29億1,907万円となっています。なお、運営状況については、当年度末の要介護認定者数は13,411人（前年度は12,988人で423人の増加）で、そのうち介護サービス利用者数は9,151人（前年度末は8,829人で322人の増加）、利用率は68.2%（前年度68.0%）となっています。

後期高齢者医療事業費会計の当年度における実質収支は、1億3,571万円の黒字となっています。また、一般会計からの繰入金は、前年度より48万円減少し、5億8,987万円となっています。なお、当年度末の被保険者数は、75歳以上が33,299人（前年度末は32,385人で914人の増加）、65歳以上75歳未満が444人（前年度末は468人で24人の減少）の計33,743人（前年度末は32,853人で890人の増加）となっています。

## 2 意見及び指摘事項

### (1) 意見

#### ア 未収金対策について

##### (ア) 災害援護資金貸付金償還金について

阪神・淡路大震災に係る災害援護資金貸付金は、災害弔慰金法に基づき、被災者に貸付けを行う制度で、資金は国が3分の2、県が残りの3分の1を負担し、市が被災者の貸付窓口となっています。元金は市が債務者から回収した上で国・県に返済しますが、利子は市の収入としています。

阪神・淡路大震災に係る災害援護資金貸付金については、当初貸付した3期分（平成6年度分、平成7年度前期分、平成7年度後期分）のそれぞれに国・県への返済期限が設けられていました。期限はそれぞれ10年となっていたましたが、これまでに4回の返済期限延長が行われています。この返済期限について、平成6年度分は2年間延長され令和4年4月28日となっており、平成7年度前期分、後期分共に平成6年度分に終期を合わせて、令和4年4月28日まで延長される予定です。更なる期限の延長については、所管課から「今後、再度の延長が認められるのは難しい状況である。」旨の説明を受けました。

令和2年3月末現在、①市は債務者に返済免除の決定をしたが、国・県への免除申請を現時点で行っていない債権111件、1億2,669万円、②債務者から少額返済中である債権72件、7,476万円、③債務者が行方不明であったり、市からの連絡に反応がないなどの理由で徴収が困難である債権13件、2,107万円の、合計196件、2億2,253万円の債権が残っていますが、このままの状態だと国・県への返済期限である令和4年4月28日には、この大部分を市が立て替え、一括して支払うことになります。

所管課においては返済期限までに、①の債権については、返済免除が認められるよう他市と連携しながら鋭意県との協議を進めるとともに、②の債権については、今後とも着実に回収できるよう取組を進めることで返済期限までに市の負担を最小限とするよう努め、また③の債権についても、債務者と連絡が取れるよう引き続き努めてください。

##### (イ) 修学資金貸付金償還金について

修学資金貸付金償還金の令和元年度収納状況について、所管課から提出された資料を確認している際、前年度の提出資料に誤りがあることが判明しました。

平成29年度と平成30年度の決算審査においても、状況確認中に提出資料の差し替えが行われたことから、債権管理に対する認識の甘さがうかがえます。平成30年度決算審査意見書において、「債権の金額、債権の発生日、債権の履行期限、さらには督促状の発送日や交渉の記録など、債権を適切に管理できる台帳の整備を早急に行ってください。」と意見したところですが、改善の跡が見られません。債権を間違いなく把握、管理できるよう、至急体制を整えてください。

また、未収金の回収取組について確認したところ、1年間に1回電話をかけただけ、あるいは納付書を送付しただけという事例も多く見られました。債権回収の取組としては不十分であると言わざるを得ません。支払督促や臨戸訪問などできることから積極的に取り組み、未収金の回収に一層努めてください。

#### (ウ) 生活保護費返戻金について

生活保護費返戻金の令和元年度末の収入未済額は2億6,158万円で、前年度に比べ3,687万円(16.4%)増となっており、年々増加している状況です。債務者の所得が低いため、一旦返戻金が発生すると回収が難しいことは理解できますが、そもそも返戻金が発生しないような仕組みを作ることが重要であると考えます。現状のままであれば未収額は増加する一方であると考えられるため、返戻金が発生しないよう適切な生活保護費の支給要件の確認に取り組んでください。

また、不納欠損となった債権に係る過去の取組について確認したところ、記録が残っていないものや、何年間も放置したままであった事例がありました。不納欠損となった生活保護費の国費負担分については、審査した上で国から返還されることになりますが、督促、催告などの請求を適切に行っていないなど、市における取組が不十分と判断されれば、国が返還を認めない事態も想定されます。今後も適切な債権管理に取り組んでください。

#### イ 土地開発公社について

本市では、バブル経済崩壊により多額の未処分土地を抱えることとなった宝塚市土地開発公社(以下「公社」という。)の経営健全化を推進するため、平成28年度から令和2年度までの5年間を計画期間とする宝塚市土地開発公社経営健全化計画を策定しています。

当該計画の進捗状況を確認したところ、計画策定時の5年以上長期保有土地は13

か所で簿価 26 億 2,968 万円となっており、計画期間中に 9 か所、21 億 6,400 万円を市が再取得する計画でしたが、計画 4 年目の令和元年度末時点において再取得されたのは平成 30 年度に 1 か所、1 億 4,827 万円にすぎず、公社の長期保有土地の処分は計画通りに進んでいるとは言えない状況となっています。

令和元年度の土地の処分状況を見ても、都市計画道路競馬場高丸線用地の取得 2 億 9,831 万円と買戻し 4,831 万円は行われたものの、処分計画として記載された長期保有土地の買戻しは行われませんでした。

現在、計画の最終年次を迎えており、本市では公社支援の側面からも次期計画を策定する方向で検討しているとのことですが、現在の本市の財政状況を考えれば、今後 5 年の計画期間中に公社の長期保有土地を買い戻すことが難しい状況にあることには変わりはありません。次期計画については、実行できる見込みがないまま実現性の乏しい計画を策定し、それを市民に公表することは避けるべきだと考えます。

また、令和元年度には、都市計画道路競馬場高丸線用地の取得に併せて、都市計画道路競馬場高丸線用地に係る代替用地 3,022 万円も取得されています。当該計画では「代替用地の取得については、同時契約、三者契約とすることを原則とする。」と定められています。これは、多額の長期保有土地を抱えることとなった過去の経験を踏まえ、処分のあてもなく代替用地を取得するのではなく、代替用地の売手と買手が揃って初めて売買契約を行い、公社が代替用地を長期間保有することがないようにと定められたものですが、このことについて「今回は都市計画道路競馬場高丸線の事業実施のために必要であると判断したこと、買手についてもある程度見込みが立っていることから、一定期間公社が保有する形で代替用地の取得を行った。」旨の説明を受けました。

今回の代替用地の取得が事業の推進に必要であることは一定理解しますが、今後、都市計画道路競馬場高丸線の進捗に併せ代替用地の必要性も高まることが予測されることから、再度未処分土地が発生することがないように、代替用地の先行取得は慎重に行ってください。

#### ウ 宝塚市公共施設（建物施設）保有量最適化方針の取組状況について

本市では、令和元年 7 月に宝塚市公共施設（建物施設）保有量最適化方針（以下「最適化方針」という。）を策定しています。この最適化方針では、平成 28 年 7 月

に策定された宝塚市公共施設等総合管理計画（以下「管理計画」という。）において掲げられている、本市が保有する建物施設の床面積を令和１７年度までに6.2%削減する目標に向けて具体的な施設の方向性を示すとともに、取組を着実に進めるため、取組期間を前期（９年間）と後期（８年間）に分けています。また、今後具体的な方向性を検討する施設については早急に方向性を決定することとしています。

令和２年７月時点の取組対象施設の取組状況を確認したところ、取組期間が前期の取組対象施設で「具体的な取組なし。」となっている施設があるなど、施設ごとの進捗状況に差異が見受けられました。進捗が遅れている施設については、施設所管課が中心となり、早急に市民に対して丁寧な説明を行うとともに、施設マネジメント課においては進捗状況を庁内で共有しながら、全体の調整役として施設所管課への支援を行っていく必要があるのではないかと考えます。また、後期の取組対象施設であっても、取組完了までに時間を要すると見込まれる施設については、利用者説明など早期に着手し、管理計画及び最適化方針で示された目標を取組期間内に達成できるよう、取組を進めてください。

#### エ 固定資産税・都市計画税（土地・家屋）の課税誤りについて

土地・家屋の固定資産税は、３年ごとの基準年度に総務大臣が定めた固定資産評価基準に基づき評価を行い価格決定します。基準年度以外の年度において、新たに固定資産税が課されることとなった土地及び家屋、地目変更のあった土地、増改築のあった家屋などについては、その都度評価を行い価格決定します。

令和元年度における固定資産税・都市計画税（土地・家屋）の価格等の修正状況について確認したところ、修正による増額が10件で49万円、修正による減額が42件で1,183万円となっており、合計で52件の課税誤りがありました。

これらの中には、発生の具体的な原因が「市街化調整区域に所在する土地・家屋に都市計画税を課税していたもの」、「土地担当職員と家屋担当職員の連携不足」、「担当職員の認識誤りによるもの」など、過去の年度も含め取扱いや入力誤り等による修正が散見されました。

平成２７年度課税分において、254件の土地について補正適用が漏れていたことが判明した際の平成２７年９月２８日付け宝塚市議会会派代表者会資料「固定資産税の課税誤りについて」では、今後の取組の中で「こうしたことが二度と起こらないよう、

基準年度及び平年度の事務を一から見直し、基準年度には、関係部局等との連携の徹底を図って補正対象を的確に把握する手立てを講じるとともに、マニュアルを整備して作業工程の詳細な点検確認を行い、横断的なデータチェックを行うこと、また、毎年度の個別の土地の評価及びシステム入力については、班体制での協議に基づく評価と、入力データの複数者による点検確認を徹底すること、併せて、評価担当職員の専門知識及び能力の向上に一層取り組んでいく。」と説明しています。

課税誤りの件数はここ数年ほぼ横ばいで推移していますが、チェック不足に起因する課税誤りをなくしていくため、システムチェックによるヒューマンエラー防止を検討するなど、よりよい調査方法の研究及び事務改善を行い、市民や事業者などに迷惑がかかることのないよう、適正な賦課事務の執行に努めてください。

#### オ 正規職員に係る時間外勤務の状況等について

長時間労働の是正等を目的とした働き方改革関連法の施行に伴い、労働基準法の一部が改正され、平成31年4月から時間外勤務の上限時間が設定されることとなったことを踏まえ、本市においても、国等の取扱いに準じて「職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例施行規則」（以下「規則」という。）を改正し、上限時間を1箇月45時間以内、1年（4月から翌年3月まで）360時間以内としています（地方公営企業職員等については労働基準法の規定が適用されます）。

また、他律的業務（業務量、業務の実施時期その他の業務の遂行に関する事項を自ら決定することが困難な業務をいう。）の比重が高い部署に勤務する職員については、1箇月100時間未満、1年720時間以内などの上限時間が適用されますが、所管課からは「現在のところ指定していない。」旨の説明を受けました。

さらに、規則第7条の5第2項では、特例業務（大規模災害への対処その他の重要業務であって特に緊急に処理することを要するものと任命権者が認めるものをいう。）に従事する職員に対しては、これらの上限時間を超えてもよいこととなっており、規則第7条の5第3項では、任命権者が上限時間を超えて職員に時間外勤務を命ずる場合には、時間外勤務を必要最小限のものとし、かつ、職員の健康の確保に最大限の配慮をするとともに、翌年度の9月までに、時間外勤務に係る要因の整理、分析及び検証を行わなければならないことが規定されています。

令和元年度の正規職員に係る上限時間（1箇月45時間以内）の月別の超過状況を確認

認したところ、次表のとおりでした。

(単位：人)

| 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 |
|----|----|----|----|----|----|-----|-----|-----|----|----|----|
| 87 | 41 | 41 | 35 | 21 | 23 | 49  | 25  | 27  | 16 | 23 | 49 |

また、1年（4月から翌年3月まで）360時間を超えた正規職員の人数は73人でした。さらには、1箇月100時間以上の職員や1年720時間を超えている職員など、他律的業務の比重が高い部署に勤務する職員の上限時間を超過している職員も見受けられました。

このことについて所管課に確認したところ、「今後、規則第7条の5第3項による時間外勤務に係る要因の整理、分析及び検証を行うに当たり、上限を超過した時間外勤務の実施内容が、規則第7条の5第2項の特例業務に該当するか確認する予定である。」旨の説明を受けました。しかし、特例業務は事後的に適用できるものとは考えにくく、また、上限時間を超過したすべての業務が特例業務の要件である「大規模災害への対処その他の重要な業務であって特に緊急に処理することを要するもの」に当たるのか疑問です。

令和元年度は規則改正後の初年度となります。結果として特例業務の要件に該当しなかった場合は規則違反となることを踏まえ、他市の実施状況等を参考にしながら時間外勤務に係る要因の整理、分析及び検証を行ってください。

なお、年次休暇が10日以上付与（繰越分除く）される職員については、平成31年4月2日付け総務部長通知「年次休暇の取得義務について（通知）」において年次休暇の取得義務日数を年間で5日と設定していますが、この状況についても確認したところ、年次休暇の取得日数が5日未満であった正規職員が47人いました。

令和元年度決算（普通会計）における人件費は歳出全体の19.2%を占めています。時間外勤務の削減を行うことは、市の歳出削減に寄与する上、年次休暇の取得義務日数の達成と併せて職員のワークライフバランスを実現することで、ひいては市政運営全体に好影響をもたらすと考えます。安易に特例業務として整理をするのではなく、時間外勤務そのものの削減に努めてください。

#### カ 共同受注窓口補助金について

本市では、令和元年度から障害者就労施設等で就労する障害者の<sup>がい</sup>工賃向上と自立の

促進に寄与することを目的として、いわゆる障害者優先調達推進法に基づき、障害者就労施設等が共同で物品又は役務提供を受注するための窓口（共同受注窓口）を組織し、障害者就労施設等の受注機会の拡大と需要の増進等を図る活動団体に対して補助金を支出しています。

令和元年度の予算執行状況について確認したところ、予算額530万円に対し、61万円しか執行されていませんでした。執行額が予算額を大幅に下回った理由について、「年度当初の補助率4分の3では事業実施が困難であることが分かり、事業費の精査等により事業開始が大幅に遅れたことに加え、交付団体が業務に専任する職員を年度内に雇用できなかったことより人件費が発生しなかったためである。」旨の説明を受けましたが、補助金の在り方について事前に十分な検討がなされていたか疑問が残ります。

また、補助金の支出効果について、「補助金交付前の平成30年度受注実績額342万円に対し、令和元年度は357万円で4.4%の伸びとなっている。」旨の説明を受けましたが、令和元年度については、営業活動に従事する専任職員を雇用できなかった結果、受注実績額も対前年度比15万円増と、ほとんど伸びなかったと判断せざるを得ず、補助金の支出効果としては不十分であったと言わざるを得ません。

なお、宝塚市補助金交付基準（以下「交付基準」という。）では、補助金を交付するに当たっての判断基準として、「補助金の根拠となるべき要綱等を定め、終期を明記すること。」、また交付額等の基準について「原則として補助対象支出の2分の1以下とする。」とされていますが、当該補助金については要綱上、どちらの条件も満たされていません。今後、補助金の終期について速やかに設定するとともに、補助率については2分の1以下でも団体が事業を継続できるよう、受注実績額を拡大させ、そこから手数料収入を得られる等の仕組づくりが必要ではないかと考えます。

令和2年度の状況については、「専任職員の雇用も始まり、前年度以上の実績が期待できると考えている。」旨の説明を受けましたが、当該補助金が障害者の就労意欲や工賃向上に寄与するよう、受注実績額の確保に向けた効果的な補助金の在り方について、引き続き検討を重ねてください。

#### キ 生活保護費負担金返還金について

生活保護費については、国庫負担金として国が4分の3を負担していますが、市はその交付を受けるため、毎年、当初予算額に基づき交付申請（4月）を行い、概算額



について毎月（４月から２月まで）受け入れを行っています。途中年３回の負担金所要見込額調査と変更交付申請があり、最終的に翌年度の６月に行う実績報告に基づき、国庫負担金の精算（追加交付又は返還）が行われる流れとなっています。

生活保護費に係る各扶助費の過去４年間における精算状況は次表のとおりとなっていました。

（単位：円）

|             | 生活扶助費           | 医療扶助費           | 介護扶助費          |
|-------------|-----------------|-----------------|----------------|
| H28（H27精算分） | 136,639,512（返還） | 63,727,308（追加）  | 5,873,134（返還）  |
| H29（H28精算分） | 46,680,445（返還）  | 13,431,104（返還）  | 13,187,120（追加） |
| H30（H29精算分） | 8,498,422（追加）   | 74,411,360（返還）  | 10,633,986（追加） |
| R01（H30精算分） | 24,085,105（返還）  | 197,194,676（返還） | 31,776,021（返還） |

令和元年度においては、合計２億５,３０５万円もの返還金が発生していましたが、この理由について、「平成２７年度と平成２８年度に医療扶助費が大きく増加したことから、平成３０年度は平成２８年度実績（１人あたりの医療費７５,９１７円）を見込んで予算計上したが、平成３０年度の１人あたりの医療費が６９,６３３円にとどまった結果、多くの返還金が生じることとなった。」旨の説明を受けました。しかしながら、予算額を多く見込んでいたとしても、途中年３回行われる負担金所要見込額調査及び変更交付申請において、年度途中の見込額に基づく交付額の減額は可能であったと考えます。

返還額を抑制するための方策として、「各扶助費を適正に見込んで、国へ報告していく。」旨の説明を受けましたが、精算に伴う返還金については、翌年度の一般財源から返還することとなるため、返還額が過大となった場合は翌年度の財源に大きな影響を及ぼします。所管課においては、引き続き予算編成時における扶助費の適切な見込額の算出に努めるとともに、今後は年度途中においても、実績に基づく各扶助費の見込額の精査を行い、必要に応じて変更交付申請を行う等、過大な返還金が発生しないよう努めてください。

## ク 二酸化炭素排出抑制対策事業について

本市では、再生可能エネルギー利用推進に向けた取組として、令和元年度に、環境省の二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金を活用し、西谷地区における畜産糞尿を地域資源として活用するバイオガス発電設備の導入可能性調査を実施しました。

所管課に調査結果を確認したところ、「バイオガス発電のためのバイオマス資源（糞

尿、食品残渣）の賦存量やその資源の活用により生じる電気や熱、液肥も十分な量がありポテンシャルを有していることが分かった。」旨の説明を受けましたが、一方で液肥の農業利用先の確保の目途が現時点では立っていないことやバイオガスプラント導入に係る建設費用が数億円規模と高額になるなど採算性の面からも様々な課題があり、直ちに事業化するのは難しいのではないかと考えます。

これまでも、平成２８年度には小水力発電の導入に関する調査及び木質バイオマス設備導入可能性調査について、国の補助金を活用しながら様々な再生可能エネルギーの導入に向けた調査委託業務を行ってきましたが、いずれもこれまで調査後に具体的な成果をあげるまでには至っておらず、事業実施の効果は不十分ではないかと考えます。

これまでに調査を行った再生可能エネルギーの導入についても、調査結果を踏まえ、一定の整理・検証を行い、その上で本市にふさわしい再生可能エネルギー導入の方策について具体的にに取り組んでいくことが必要であると考えます。

事業費の全額が国の補助金を活用した事業であるとしても、その財源は本来税金であることから、所管課においては費用対効果を十分に認識した上で、今後は可能性調査委託を行うだけで取組を終了させるのではなく、それを実現可能な成果に結びつけられるよう、地元の関係者への働きかけなど継続的に取り組んでください。

#### ケ 雇用促進連絡協議会補助金について

本市では、宝塚市雇用促進連絡協議会に対して、地域住民、障害者、高齢者、女性等の雇用の場の確保、職業能力の開発及び企業内における啓発活動の推進により市民の就労促進を図る目的で、講演会、セミナーなど協議会が行う事業に要する経費の２分の１を上限として補助金を交付しています。

交付基準では、補助金を交付するに当たっての判断基準として、「補助金の根拠となるべき要綱等を定め、終期を明記すること。」とされていますが、宝塚市雇用促進連絡協議会事業補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）を確認したところ、補助金の交付期限は平成２３年３月３１日までとなっているにもかかわらず、改正がなされないままに補助金を交付してきた実態があることが判明しました。これについては、早急に交付要綱の改正を行ってください。

また、交付基準では、「団体等の決算における繰越金、剰余金等は、補助金額を超え

ていないこと。」とされていますが、令和元年度の収支決算書を確認したところ、市からの補助金 13 万円（精算後）に対して繰越金は 145 万円と、ここ数年にわたり補助金額を超えて繰越金が発生しており、交付基準に基づく適正な補助金の交付とはなっていない。

令和元年度においても、雇用促進に関する各種セミナーを実施しており、また所管課も市内事業者訪問の機会を通じて協議会活動の周知や会員勧誘などを行っていることは評価できますが、会員事業所数はここ数年伸びている状況とは言えず、またセミナーへの参加数も会員事業所の半分ほどしかなく、限られた事業者だけの事業展開にとどまっていると言わざるを得ません。

今後は、会員事業所だけに限定せず、市内事業所に向けて幅広くセミナーへ参加できるようにするなど、事業者の雇用促進の取組を強化するとともに、会員事業所の拡大に向けて幅広く情報発信や勧誘に取り組むよう支援してください。

#### コ 高年齢者就業機会確保事業費等補助金について

本市では、高年齢者の福祉の増進と地域社会の活性化に寄与することを目的として、宝塚市シルバー人材センターが行う高年齢者の就業機会を提供する事業に対して、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律に基づき、令和元年度に2,383万円の補助金を支出しています。

補助金額については、厚生労働省が示す交付限度額の基準によって決定されますが、ここ数年では、交付限度額が増額となっており、それに伴い本市が交付する補助金額も増加しています。これは、厚生労働省「シルバー人材センター関連予算 平成31年度予算等について」の中で示された「高齢女性をターゲットにした事業周知、女性が多く活躍する介護・育児等の分野の就業意欲喚起など生涯現役支援プロジェクトにおけるシルバー人材センターを活用した就業促進」の取組の更なる拡充が求められているためと考えられます。

このように国においても、高年齢者の就業機会の確保に向けた具体的な方針が示されていますが、市からの補助金がこのような取組の拡充につながるような事業に活用されているのか、また所管課においても補助金の支出効果が確認されているのか疑問が残ります。

会員数についても、ここ数年減少し続けている状況にあります。今後、少子高齢

化が進展する中、地域社会を活性化していくためには、できるだけ多くの高齢者が元気に地域で活躍することが必要であり、それを担う仕組みの一つとしてシルバー人材センターの役割はますます重要になると考えます。

所管課としても、シルバー人材センターの会員数や事業実績の更なる確保に向けて、潜在的に就労を希望する人への支援や新たな就労機会の掘り起こし等に取り組むよう最大限の支援を行ってください。

#### サ 商店街空き店舗活用事業補助金について

本市では、商店街のにぎわいの創出と活性化を図るため、市内商店街の空き店舗を活用して事業を開始する事業者に対し、商店街空き店舗活用事業補助金として家賃の一部に相当する金額を補助しています。

利用状況としては、平成30年度の決算額が700万円（35件）であるのに対し、令和元年度は456万円（25件）と減少傾向にあります。このことについて、所管課からは「平成30年度から補助期間を3年間から1年間に変更したことにより、継続利用者数が減少したためである。」旨の説明を受けました。令和元年度の交付件数25件は、継続補助が22件、新規補助が3件であることを考えると、今後交付件数はますます減少するものと思われます。

一方、市内商店街の空き店舗率に関しては、令和元年度が20.8%となり平成30年度の21.2%と比較すると若干の改善傾向にありますが、コロナ禍の影響による観光客の減少等で、新規出店数の減少や廃業店舗の増加が懸念されます。

今後は、当該補助金がより有効的な補助金となるよう補助内容の見直しを検討するとともに、当該補助金だけでなくその他の補助金や貸付金の利用についても積極的に周知し、魅力ある店舗の誘致と市内商店街の活性化に向けて取り組んでください。

#### シ 公園の維持管理等について

本市では、公園施設長寿命化計画を策定し公園施設の更新・修繕を進めています。令和元年度の当該計画の進捗状況について確認したところ、計画通りの更新・修繕状況とはなっていませんでした。この理由について、「施設更新時に地元意見の反映に時間を要したこと、国庫補助事業であるため市の計画通りに国費を確保することが難しいためである。」旨の説明を受けました。

市の財政状況を考えると計画通りに更新・修繕を進めるために多額の市費を投入するのは難しい状況です。当該計画は国の要請により策定したものであることから、近隣市や県と連携して国に要望を上げていくなど、公園施設について計画通りの更新・修繕を行い、長寿命化が図れるよう努めてください。

また、当該計画に記載された公園灯やフェンスなどの一般施設のうち、予防保全が必要とされた施設について、そのほとんどが、健全度が「D」（顕著な劣化が見られ、重大事故につながる恐れがあるため利用禁止や緊急補修、更新が必要とされる。四段階評価で最も低い評価区分。）であり、緊急度は「高」になっています。理由を確認したところ、「計画に記載された公園施設の健全度、緊急度は、平成29年度に実施した調査での判定結果が元になっており、平成29年度調査時点で既に修繕・更新が必要と判断された施設だけが計画に記載されている。」旨の説明を受けました。当該計画は平成30年度から令和9年度までの10年計画となっています。市の財政状況に鑑み、維持管理費用の平準化を図ることが必須とはいえ、平成29年度時点ですでに修繕が必要な施設を長期間放置することになります。公園内で事故等が発生しないよう安全管理には万全を期し、適切な公園の維持管理に努めてください。

#### ス 指示書による工事内容の変更について

工事請負契約等における軽微な設計変更については、当初請負金額の30%以内、変更見込限度額を500万円以内として、発注課が発行した指示書により、契約変更の手続前に当該変更の内容をあらかじめ請負者に指示できることとされています。

令和元年度 工事番号B2-1「長尾山大橋補修工事（その1）」の変更契約の状況について確認したところ、次表のような変更状況となっていました。

| 日付        | 内容                          | 金額等（税込）      |
|-----------|-----------------------------|--------------|
| R01.8.9   | 当初契約（契約期間 R01.8.9～R02.3.31） | 75,241,100 円 |
| R01.8.26  | 指示書による設計変更①（点検手法の変更指示）      | 0 円          |
| R01.11.27 | 指示書による設計変更②（数量の追加変更指示）      | 5,000,000 円  |
| R02.3.31  | 変更契約（増額）（契約期間の最終日）          | 20,742,700 円 |
| 〃         | 変更後の契約額                     | 95,983,800 円 |

令和元年8月9日に当初契約を行い、同月26日には最初の指示書により、ラック足場による点検から橋梁点検車を使用した点検に変更されています。この際は点検手

法の変更指示のみで概算金額は0円となっています。令和元年11月27日に2度目の指示書による変更を行い、「ひび割れ注工の数量を事前調査結果に基づき追加変更する」、「上記理由に伴い橋梁点検車の台数を変更する」との指示が出され、概算金額は500万円となっていますが、最終的な変更契約による増額は2,074万円と、指示書による変更見込限度額500万円を大きく上回る結果となりました。

また、指示書記載の概算額は500万円となっていますが、契約書には指示書による追加分と思われる橋梁点検車及びオペレーターに関する複数社からの見積書が添付されており、いずれの見積書も提出日は令和元年9月、見積金額は2,000万円以上となっています。2度目の指示書を出す段階で変更額が500万円を超えることは明らかであり、本来変更契約で対応すべき変更内容であったと考えます。

なお、本工事は契約期間の最終日である令和2年3月31日に完成しており、同日付けで2,074万円を増額する変更契約が締結されています。増額された2,074万円分については事業費の確定する完成日まで支出負担行為がなされておらず、市の予算の裏付けがない状態で、発注課からの令和元年11月27日発行の指示書のみを根拠に実施されたこととなります。

実際の工事の施工においては、契約段階では予測できない様々な事態が想定されるため、軽微な内容であれば工事が遅滞なく進むよう発注課からの指示書という形での設計変更が認められています。しかしながら、指示書による設計変更を行ったケースの中には本工事契約のように、変更契約の手間を省くために安易に指示書を出しているのではないかと疑われるケースもあり、以前から決算審査や例月出納検査においても意見をしているところです。本工事契約は、一部前年度からの繰越明許分も含まれており、工期の延長が難しいという事情もあったことは理解できますが、今後は指示書による安易な設計変更は行わず、適正な契約事務の執行に努めてください。

#### セ 学校施設長寿命化計画策定委託について

学校施設長寿命化計画の策定は、1970年代から1980年代の人口急増期に集中的に整備された学校施設の老朽化が進行する状況下において、計画的な維持管理により建物の耐久性を向上し、長期の使用を可能とする手法に転換することで、学校施設整備に係るトータルコストを縮減するとともに、財政負担の平準化を図ることを目的としています。

令和２年度末までに当該計画の策定が完了しない場合、令和３年度以降学校施設環境改善交付金の獲得に重大な影響が出る恐れがあるとのことであったため、業務委託の進捗状況について確認したところ、「令和元年度に、施設の老朽化状況や、運用・活用実態、上位計画の把握、整備の基本方針・整備水準の設定を終え、令和２年度からは具体的な年次計画及び中長期計画の策定に着手している。」旨の説明を受けました。

本市の学校施設改修は、国の交付金を財源とすることを前提としているため、当該交付金の獲得が非常に重要であることは理解できますが、一方で、当該計画上で財源となる交付金を毎年度正確に見積もることは不可能であるため、今後は交付金を前提とした現在の施設改修実施と年次計画に基づく施設改修実施の整合性をどのように図るかが課題になってくると考えます。

なお、当該計画の公表については、「令和２年度末までに計画の策定と公表を行う予定である。」旨の説明を受けましたが、当該計画の策定にあたっては学校施設長寿命化計画策定委託料として1,521万円の費用がかかっていることから、交付金獲得のためだけの計画に終わることなく、計画策定後も当該計画が着実に実行され、学校施設の長期使用に資する実効性のある計画となるよう努めてください。

#### ソ 給食室等の修繕について

令和元年度に行われた宝塚第一小学校における給食室等の修繕状況を確認したところ、次表のとおりとなっていました。

| No | 起票日         | 修繕内容           | 契約業者 | 支払額（円）    |
|----|-------------|----------------|------|-----------|
| 1  | H31. 4. 3   | 3階配膳室配膳棚修繕     | A社   | 54,000    |
| 2  | H31. 4. 8   | 給食室食品庫修繕       | A社   | 324,000   |
| 3  | R01. 5. 22  | 給食排水管修繕        | B社   | 99,900    |
| 4  | R01. 6. 19  | 給食室フード取付工事     | C社   | 911,520   |
| 5  | R01. 6. 19  | 給食室電気釜電源外修繕    | D社   | 1,249,560 |
| 6  | R01. 6. 21  | 真空冷却機給排水及び撤去修繕 | C社   | 304,560   |
| 7  | R01. 6. 21  | 水栓柱取付修繕        | C社   | 400,680   |
| 8  | R01. 6. 26  | 給食室下駄箱修繕       | E社   | 156,600   |
| 9  | R01. 7. 1   | 給食室間仕切り建具撤去修繕  | F社   | 97,200    |
| 10 | R01. 7. 26  | 給食室配膳用リフト修理    | G社   | 140,400   |
| 11 | R01. 8. 5   | 給食室動力幹線修繕      | D社   | 990,360   |
| 12 | R01. 8. 21  | 給食室間仕切り建具改修修繕  | F社   | 131,760   |
| 13 | R01. 8. 23  | 給食室換気工事        | C社   | 921,240   |
| 14 | R01. 11. 19 | 手洗器修繕          | H社   | 208,175   |
| 15 | R01. 12. 9  | 給食室給湯器取替修繕     | C社   | 1,299,100 |
| 16 | R02. 2. 5   | 手洗器修繕          | H社   | 208,175   |

上記の修繕一覧のうち、N o . 4、N o . 6 及びN o . 7 については起票日が近接しており、同事業者と契約していることから、一括発注が可能であったのではないかと考えます。このことについて、「電気工事や排気関係工事は一括発注が可能だったかもしれないが、立体式炊飯器の設置場所等の現場調整等に時間を要し、夏季休業期間に修繕を間に合わせるためそれぞれの発注となったものである。」旨の説明を受けました。しかしながら、修繕に係る準備行為を早期に行うことで、一括発注を行っても夏季休業期間内に修繕を間に合わせることが十分可能であったと考えます。

本市の契約事務マニュアル（施設修繕編）では、「130万円を超える案件については、契約課で工事として発注すること。」とされていますが、N o . 4、N o . 6 及びN o . 7 の修繕費合計が161万円となることから、130万円を超えないよう分割発注を行うことで工事契約を回避しようとする意図があったのではないかと考えざるを得ません。また、N o . 5 及びN o . 1 5 の契約についても、同様の理由から単独での契約を行っているのではないかと推察されます。

さらに、同マニュアル（施設修繕編）では、「修繕を実施する前に計画的な修繕が可能でないか、近接箇所や修繕時期を総合的に判断して安易に分割していないか、入札に付することができないか、必ず精査すること。」とされています。

今後、所管課においては分割発注との疑念を抱かれることのないよう契約事務マニュアルに従い、施設の修繕準備等については時間的に余裕をもって計画的に取り組むとともに、市の厳しい財政状況の中、経済性を満たす契約を行うよう努めてください。

#### タ 学校図書館教育推進事業について

学校図書館教育推進事業では、学校司書を市立全小・中学校に配置し、ガイダンスやレファレンスなどの活動を通して、学校図書館の活性化を図っています。

過去5年の事業実績を確認したところ、次表のとおりとなっていました。

|                   |     | H27        | H28        | H29        | H30        | R01        |
|-------------------|-----|------------|------------|------------|------------|------------|
| 決算額（円）            |     | 30,229,114 | 32,841,012 | 33,193,620 | 33,661,800 | 33,480,710 |
| 司書配置日数（日/年）       |     | 120        | 130        | 130        | 130        | 130        |
| 年間貸出冊数<br>（冊／人・年） | 小学校 | 46.8       | 48.3       | 49.6       | 51.0       | 49.5       |
|                   | 中学校 | 10.8       | 10.6       | 12.5       | 11.8       | 10.8       |

事業の成果指標である年間貸出冊数については、平成28年度に学校司書の配置日数を増加させたことにより、小・中学校ともに年間貸出冊数の増加が見られたものの、



中学校の年間貸出冊数については平成29年度以降、減少傾向にあります。このことについて、「小学校では国語の授業に位置づけて教育課程内で学校図書館の利用をしているが、中学校では、昼休みや放課後の開館時間に生徒が自主的に利用していることから、各学校の開館時間が影響していると考えられる。生徒指導上の理由等で学校司書が不在の場合は開館しない学校もあり、学校司書の年間130日、1日4時間勤務の勤務体系も影響しているものと思われる。」旨の説明を受けましたが、開館時間については学校園で差が生じないように工夫するとともに、中学生における年間貸出冊数の減少理由については、一度詳細な分析を行った上で対策を講じる必要があるのではないかと考えます。

また、本市の全国学力学習状況調査の結果（令和元年度）について、所管課から『学校図書館や地域の図書館を週1回以上利用している』と回答している割合は、本市は11.5ポイントとなっており、国の8.3ポイントより3.2ポイント上回っていることから学校図書館利用に関心が高い生徒は多くいると思われる。」旨の説明を受けましたが、一方で「読書が好きか」という問いに対しては、「当てはまる」・「どちらかといえば当てはまる」と回答した割合は、中学校では全国平均を下回る結果となっています。

今後の取組としては「生徒が興味のある本についてさらに調査をし、新規購入本に反映させるなど環境整備を進める必要があると考えている。」旨の説明を受けましたが、図書の充実や開館時間の延長もさることながら、どのように読書の啓発活動を行っていくかも重要ではないかと考えます。必要に応じて司書教諭とも連携しながら、更なる事業の充実に努めてください。

#### チ 国民健康保険事業費について

当年度の収支の状況は、歳入が229億4,108万円、歳出が224億7,691万円であり、実質収支額は4億6,417万円の黒字となっています。

所管課では、宝塚市国民健康保険運営協議会に提出する資料として、毎年「国民健康保険財政収支予測」を作成していますが、この資料では令和2年1月10日現在、令和元年度の単年度収支を3億3,100万円の赤字と見込んでいましたが、実際には4億6,417万円の黒字となっています。この見込違いの理由について所管課からは「国民健康保険税の収納予測額を厳しく見積もっているためである。」旨の説明を受けましたが、令和2年1月の段階で、約7億9,500万円という金額は誤差としては大きすぎる

のではないかと考えます。結果的に、令和元年度決算で国民健康保険事業財政調整基金に4億1,465万円を積み立てており、令和元年度末の基金残高は11億3,837万円となっています。さらに令和元年度の繰越金4億6,417万円から県への返還金7,075万円を控除した残り3億9,342万円を基金に積み立てると、総額15億3,179万円となります。見込額と決算額に約7億9,500万円もの乖離があると、保険税率等の見直しの判断に誤った影響を与えかねません。今後、基金残高の推移を十分に見極めると同時に、できる限り正確な収支見込に基づく適正な判断がなされるよう取り組んでください。

また、県補助金のうちの保険者努力支援分は、保険者（市町）における予防・健康づくり、医療費適正化等の取組状況を点数化し、その点数に応じて交付される交付金であり、平成30年度から交付されています。ちなみに令和元年度の本市への交付額は5,364万円となっています。令和元年度の算定状況を確認したところ、体制構築加点を除いた合計880点のうち、宝塚市は特定健康診断の受診率・特定保健指導の実施率・メタボリックシンドローム該当者及び予備群の減少率150点のところ0点、重複・多剤投与者に対する取組50点のところ0点、保険料（税）収納率100点のところ0点など合計308点となっており、阪神間で最下位、県下41市町のうち40位となっています。

保険者努力支援制度については、宝塚市国民健康保険運営協議会からも、平成31年1月25日付け答申において、「国の定める保険者努力支援制度の各項目に即した個別の取り組みにも着実に成果をあげるために、庁内での連携を深めながら効果的な対策に全力をあげて取り組んでいくべきである」と意見されていますが、市としての現在の取組は十分とは言えません。今後ともなお一層関連部署で連携し、受診率や収納率の向上を図り、交付金の獲得に努めてください。

## ツ 国民健康保険診療施設費について

国民健康保険診療所は、平成31年4月から医科の医師が交代し、診療体制も変更した結果、患者数が前年度より1,192人（76.8%）増加しています。国民健康保険診療施設費会計では、一般会計からの繰入額について5,000万円が一定の目安とされてきました。平成30年度には4,630万円であった繰入金が、令和元年度には3,454万円となっており、経営が大きく改善されていることは大いに評価できます。

今後も、現在の体制をできる限り長期に維持できるよう努め、引き続き安定した経営を目指してください。

テ 介護保険事業費について

令和元年度の収支の状況は、歳入が204億1,493万円、歳出が200億987万円であり、当年度の歳入歳出差引額は4億506万円の黒字となっています。

歳出における不用額については、12億6,950万円で前年度の不用額8億5,014万円と比べると4億1,936万円(49.3%)増加しています。不用額の主なものは介護給付費で11億9,775万円となっており、不用額の増加理由について所管課に確認したところ、「予算編成にあたって、第7期宝塚市介護保険事業計画(以下「第7期事業計画」という。)の推計値をもとに予算を作成しているが、介護給付費において要介護・要支援認定者数や介護サービス利用者数の実績値が第7期事業計画推計値より低かったこと、小規模多機能型居宅介護や認知症対応型共同生活介護の整備が第7期事業計画通り進まなかったこと及び建物の老朽化等により認知症対応型共同生活介護や認知症対応型通所介護・地域密着型通所介護の廃止が生じたことが主な原因である。」旨の説明を受けました。

また、多額の不用額が見込まれたにもかかわらず補正予算で減額を行わなかった理由について、「介護給付費の増減見込みが難しく、補正予算での不用額の減額を行わなかった。」旨の説明を受けました。介護保険事業費会計は、一般会計からの繰入れが行われているため、介護保険事業費会計で多額の不用額が発生した場合、一般会計においても介護保険事業費会計に対する繰出金に不用額が発生することとなります。このような一般会計への影響を考えると、多額の不用額が見込まれる場合には、補正予算にて適切に不用額の減額を行う必要があると考えます。

介護保険事業費会計において、今後も事業計画での推計値をもとに予算編成を行うのであれば、次期事業計画の策定にあたっては第7期事業計画での実績を十分に検証するとともに、推計値との乖離が生じて多額の不用額が生じることのないよう緻密な事業計画の策定に努めてください。

### 3 まとめ

令和元年度決算は予算の議決の趣旨に沿って執行され、おおむね所期の目的を達成したものと認められます。

令和元年度決算においては、普通会計における実質収支で4億9,910万円の黒字決算となり、財政健全化法による健全化判断比率のいずれの数値も法に定める基準以内の数値となっていますが、実質公債費比率については平成30年度より好転したものの、将来負担比率については僅かに悪化する結果となっています。また、経常収支比率についても平成30年度決算に引き続き前年度より悪化しており、平成30年度類似団体の数値を上回っている状態が続いています。

財政力指数、経常収支比率、実質公債費比率の3指標について詳しく見てみると、財政力指数は0.887と平成30年度より0.005ポイント悪化しています。経常収支比率は96.9%と平成30年度より1.1ポイント悪化しており、平成30年度の類似団体の数値と比較すると、本市の方が4.9ポイント類似団体を上回っている状態です。経常収支比率悪化の主な要因としては、経常一般財源（歳入）で地方税、地方特例交付金、普通交付税が増となったものの、経常経費充当一般財源（歳出）で人件費、扶助費、繰出金も増となったことが影響したと思われますが、改善の兆しが見えず、今後の数値の推移を注視する必要があります。実質公債費比率（3箇年平均）は3.6%と0.1ポイント好転していますが、令和元年度単年度で見ると前年度の3.4%から3.7%と0.3ポイント悪化しています。

令和元年度の決算状況について顕著なものをみてみると、地方債残高の増加と財政調整基金の取崩しが挙げられます。地方債残高について過去10年間の推移を見てみると、平成22年度決算時点で地方債残高797億8,346万円であったものが、令和元年度決算においては地方債残高729億5,604万円と順調な推移を見せていますが、令和元年度決算の地方債残高について前年度決算時と比較すると8億8,384万円増加しています。地方債残高が前年度を上回るのは平成24年度決算以来となります。これは文化芸術施設・庭園整備事業などの大型事業により地方債の新規発行が増えたためですが、今後は新庁舎・ひろば整備事業や新ごみ処理施設整備事業のような大型事業も控えており、地方債残高の推移を見守っていく必要があります。

財政調整基金については、平成22年度決算時点で基金残高43億3,197万円であったものが、令和元年度決算においては残高54億818万円となっています。令和元年度には3年ぶりとなる取崩しを行っており、積立額1億9,102万円、取崩額4億円、合計で前年度から

2億897万円の減額となっています。4億円の取崩しは市立病院の経営支援のためのものですが、市立病院の現状を考えると市立病院に対する経営支援は今後も継続的に実施される可能性もあり、かつ、新型コロナウイルスによる影響によりその支援規模が更に大きくなっていく恐れもあります。地方債残高と同様に財政調整基金残高の推移、財政調整基金の充当事業の内容に注視しておく必要があります。

令和2年当初から世界中に感染が広がった新型コロナウイルスにより、病院経営だけでなく本市全体に大きな影響が出ることは確実な状況です。令和元年度決算への影響はまだ限定的なものです。令和2年度以降、税収の落ち込みなどにより市の財政にも大きな影響が出てくることが見込まれます。厳しい財政状況が続く中、安易な地方債の発行や基金の取崩しを行わないよう注意が必要です。

個別の事業に目を向けると、文化芸術センター・庭園事業と新庁舎・ひろば整備事業があげられます。文化芸術センターは令和元年度に工事が完了し、コロナ禍のため当初予定よりも遅れたものの、令和2年6月よりオープンしています。今後、新たな市民交流、文化発信の拠点となるよう期待します。新庁舎・ひろば整備事業については再設計委託契約、上下水道局仮設庁舎のリース契約が完了したとのことですが、これ以上スケジュールに遅れが出ることはないよう事業を進めてください。また、新しい施設の建設だけに捉われず、公共施設マネジメントについても削減目標を達成できるよう進捗に気を配るとともに、引き続き使用する建物施設についても長寿命化計画や保全計画に基づく適切な維持管理に努めてください。

次に、行政運営における基本的な事務の在り方についてです。

まず、固定資産税・都市計画税の課税誤りについてです。令和元年度中に課税誤りが原因で課税額を修正したものが52件ありました。課税誤りの原因は、所有者側の処理や報告が遅れたことによるもの、現地調査の際に滅失等を把握できなかったもの、課内の連絡調整ミス、データ入力の際の誤りなど様々ですが、課税誤りはその発生原因や判明後の対応によっては市民の信頼を大きく損なうことになります。課税誤りを減らせるよう発生原因について所管課内で情報共有し、適正な課税処理ができるよう事務改善に努めてください。

次に、時間外勤務と年次休暇の取得についてです。時間外勤務が年間360時間を超えた職員数で見ると、平成30年度95人、令和元年度73人となっています。減少傾向にあるとはいえ、引き続き時間外勤務の削減とノー残業デーの完全実施を徹底し、より効率的な業務の推進を図ってください。なお、時間外勤務が年間360時間を超えた職員について、

職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例施行規則第7条の5第2項にいう特例業務に従事する職員であるとして、一律に例外扱いするような整理を行うのではなく、業務の内容や時間外勤務の発生原因を分析し、時間外勤務自体を減らせるよう努めてください。また、年次休暇の取得日数については、年間の取得日数が5日未満の職員数は平成30年度226人、令和元年度47人となっています。引き続き休暇取得の促進に努めてください。

少子高齢化による人口減、財政問題にコロナ禍まで加わり大変厳しい社会環境ですが、今後も健全で持続的な行財政運営を行っていきけるよう、公正で効果的、効率的な事務執行を行える組織づくりに努めてください。

## 決 算 審 査 資 料

会計別歳入歳出決算総括比較表 . . . . . 9 9

一般会計款別決算状況比較表（歳入） . . . . . 1 0 1

一般会計款別決算状況比較表（歳出） . . . . . 1 0 2

改善通知を受けていない指摘事項一覧表 . . . . . 1 0 3

会計別歳入歳出決算総括比較表

(単位 円)

| 会 計              |                       | 年度 | 予 算 現 額         | 歳 入 決 算 額<br>(A) | 歳 出 決 算 額<br>(B) | 歳入歳出差引<br>残額(形式収支)<br>(A)-(B)=(C) | 翌年度へ繰り越<br>すべき財源<br>(D) | 実 質 収 支<br>(C)-(D) |
|------------------|-----------------------|----|-----------------|------------------|------------------|-----------------------------------|-------------------------|--------------------|
| 一                | 般 会 計                 | 30 | 84,382,052,704  | 77,859,407,498   | 77,021,643,864   | 837,763,634                       | 458,717,781             | 379,045,853        |
|                  |                       | 1  | 86,863,504,134  | 80,852,652,227   | 79,761,566,732   | 1,091,085,495                     | 590,432,316             | 500,653,179        |
|                  |                       | 比較 | 2,481,451,430   | 2,993,244,729    | 2,739,922,868    | 253,321,861                       | 131,714,535             | 121,607,326        |
| 特<br>別<br>会<br>計 | 国 民 健 康 保 険 事 業 費     | 30 | 23,901,527,000  | 23,733,274,287   | 23,300,402,038   | 432,872,249                       | 0                       | 432,872,249        |
|                  |                       | 1  | 22,837,405,000  | 22,941,089,823   | 22,476,917,639   | 464,172,184                       | 0                       | 464,172,184        |
|                  |                       | 比較 | △ 1,064,122,000 | △ 792,184,464    | △ 823,484,399    | 31,299,935                        | 0                       | 31,299,935         |
|                  | 国 民 健 康 保 険 診 療 施 設 費 | 30 | 109,869,000     | 105,482,265      | 105,482,265      | 0                                 | 0                       | 0                  |
|                  |                       | 1  | 102,307,000     | 99,909,427       | 99,909,427       | 0                                 | 0                       | 0                  |
|                  |                       | 比較 | △ 7,562,000     | △ 5,572,838      | △ 5,572,838      | 0                                 | 0                       | 0                  |
|                  | 農 業 共 済 事 業 費         | 30 | 136,088,000     | 78,444,169       | 71,298,553       | 7,145,616                         | 0                       | 7,145,616          |
|                  |                       | 1  | 215,526,000     | 75,366,294       | 75,366,294       | 0                                 | 0                       | 0                  |
|                  |                       | 比較 | 79,438,000      | △ 3,077,875      | 4,067,741        | △ 7,145,616                       | 0                       | △ 7,145,616        |
|                  | 介 護 保 険 事 業 費         | 30 | 20,511,562,000  | 19,857,080,741   | 19,661,418,745   | 195,661,996                       | 0                       | 195,661,996        |
|                  |                       | 1  | 21,279,376,000  | 20,414,936,604   | 20,009,870,279   | 405,066,325                       | 0                       | 405,066,325        |
|                  |                       | 比較 | 767,814,000     | 557,855,863      | 348,451,534      | 209,404,329                       | 0                       | 209,404,329        |
|                  | 後 期 高 齢 者 医 療 事 業 費   | 30 | 4,286,840,000   | 4,212,640,964    | 4,071,454,635    | 141,186,329                       | 0                       | 141,186,329        |
|                  |                       | 1  | 4,383,921,000   | 4,328,037,911    | 4,192,322,142    | 135,715,769                       | 0                       | 135,715,769        |
|                  |                       | 比較 | 97,081,000      | 115,396,947      | 120,867,507      | △ 5,470,560                       | 0                       | △ 5,470,560        |
|                  | 平 井 財 産 区             | 30 | 28,300,000      | 30,998,730       | 24,301,113       | 6,697,617                         | 0                       | 6,697,617          |
|                  |                       | 1  | 40,800,000      | 44,210,263       | 37,773,622       | 6,436,641                         | 0                       | 6,436,641          |
|                  |                       | 比較 | 12,500,000      | 13,211,533       | 13,472,509       | △ 260,976                         | 0                       | △ 260,976          |
|                  | 山 本 財 産 区             | 30 | 5,661,000       | 8,060,387        | 3,153,463        | 4,906,924                         | 0                       | 4,906,924          |
|                  |                       | 1  | 11,417,000      | 13,904,674       | 7,219,436        | 6,685,238                         | 0                       | 6,685,238          |
|                  |                       | 比較 | 5,756,000       | 5,844,287        | 4,065,973        | 1,778,314                         | 0                       | 1,778,314          |
|                  | 中 筋 財 産 区             | 30 | 1,736,000       | 2,510,790        | 365,685          | 2,145,105                         | 0                       | 2,145,105          |
|                  |                       | 1  | 1,432,000       | 2,803,488        | 312,801          | 2,490,687                         | 0                       | 2,490,687          |
|                  |                       | 比較 | △ 304,000       | 292,698          | △ 52,884         | 345,582                           | 0                       | 345,582            |



|           |    |                 |                 |                 |               |             |               |
|-----------|----|-----------------|-----------------|-----------------|---------------|-------------|---------------|
| 中山寺財産区    | 30 | 5,240,000       | 5,979,373       | 3,874,155       | 2,105,218     | 0           | 2,105,218     |
|           | 1  | 8,203,000       | 9,570,732       | 7,274,951       | 2,295,781     | 0           | 2,295,781     |
|           | 比較 | 2,963,000       | 3,591,359       | 3,400,796       | 190,563       | 0           | 190,563       |
| 米谷財産区     | 30 | 24,077,000      | 27,018,646      | 19,415,691      | 7,602,955     | 0           | 7,602,955     |
|           | 1  | 23,878,000      | 26,198,945      | 18,850,456      | 7,348,489     | 0           | 7,348,489     |
|           | 比較 | △ 199,000       | △ 819,701       | △ 565,235       | △ 254,466     | 0           | △ 254,466     |
| 川面財産区     | 30 | 13,048,000      | 14,134,535      | 12,793,494      | 1,341,041     | 0           | 1,341,041     |
|           | 1  | 59,747,000      | 60,601,619      | 14,350,464      | 46,251,155    | 44,800,000  | 1,451,155     |
|           | 比較 | 46,699,000      | 46,467,084      | 1,556,970       | 44,910,114    | 44,800,000  | 110,114       |
| 小浜財産区     | 30 | 6,418,000       | 8,841,004       | 4,844,106       | 3,996,898     | 0           | 3,996,898     |
|           | 1  | 6,473,000       | 8,514,342       | 1,396,617       | 7,117,725     | 0           | 7,117,725     |
|           | 比較 | 55,000          | △ 326,662       | △ 3,447,489     | 3,120,827     | 0           | 3,120,827     |
| 鹿塩財産区     | 30 | 1,115,000       | 1,362,331       | 503,665         | 858,666       | 0           | 858,666       |
|           | 1  | 1,020,000       | 1,589,226       | 619,446         | 969,780       | 0           | 969,780       |
|           | 比較 | △ 95,000        | 226,895         | 115,781         | 111,114       | 0           | 111,114       |
| 鹿塩・東蔵人財産区 | 30 | 667,000         | 1,171,845       | 364,625         | 807,220       | 0           | 807,220       |
|           | 1  | 647,000         | 971,994         | 344,764         | 627,230       | 0           | 627,230       |
|           | 比較 | △ 20,000        | △ 199,851       | △ 19,861        | △ 179,990     | 0           | △ 179,990     |
| 宝塚市営霊園事業費 | 30 | 289,920,000     | 267,004,008     | 267,004,008     | 0             | 0           | 0             |
|           | 1  | 208,694,000     | 194,537,962     | 194,537,962     | 0             | 0           | 0             |
|           | 比較 | △ 81,226,000    | △ 72,466,046    | △ 72,466,046    | 0             | 0           | 0             |
| 特別会計小計    | 30 | 49,322,068,000  | 48,354,004,075  | 47,546,676,241  | 807,327,834   | 0           | 807,327,834   |
|           | 1  | 49,180,846,000  | 48,222,243,304  | 47,137,066,300  | 1,085,177,004 | 44,800,000  | 1,040,377,004 |
|           | 比較 | △ 141,222,000   | △ 131,760,771   | △ 409,609,941   | 277,849,170   | 44,800,000  | 233,049,170   |
| 合計        | 30 | 133,704,120,704 | 126,213,411,573 | 124,568,320,105 | 1,645,091,468 | 458,717,781 | 1,186,373,687 |
|           | 1  | 136,044,350,134 | 129,074,895,531 | 126,898,633,032 | 2,176,262,499 | 635,232,316 | 1,541,030,183 |
|           | 比較 | 2,340,229,430   | 2,861,483,958   | 2,330,312,927   | 531,171,031   | 176,514,535 | 354,656,496   |

一般会計款別決算状況比較表（歳入）

（単位 円、％）

| 款   | 区分                                | 年度 | 予 算 現 額        | 調 定 額<br>(A)   | 収 入 済 額<br>(B) | 不納欠損額<br>(C) | 収入未済額<br>(A) - (B) - (C) | 収入率<br>(B) / (A) | 収入済<br>額構成<br>比率 | 収入済<br>額前年<br>度比率 |
|-----|-----------------------------------|----|----------------|----------------|----------------|--------------|--------------------------|------------------|------------------|-------------------|
|     |                                   |    |                |                |                |              |                          |                  |                  |                   |
| 1   | 市 税                               | 30 | 35,219,152,000 | 37,077,919,054 | 35,375,816,582 | 66,617,499   | 1,635,484,973            | 95.4             | 45.4             | 101.5             |
|     |                                   | 1  | 35,679,860,000 | 37,341,679,228 | 35,899,553,995 | 59,731,977   | 1,382,393,256            | 96.1             | 44.4             |                   |
|     |                                   | 比較 | 460,708,000    | 263,760,174    | 523,737,413    | △ 6,885,522  | △ 253,091,717            | 0.7              | △ 1.0            |                   |
| 2   | 地 方 譲 与 税                         | 30 | 432,001,000    | 397,570,000    | 397,570,000    | 0            | 0                        | 100.0            | 0.5              | 102.2             |
|     |                                   | 1  | 418,001,000    | 406,169,040    | 406,169,040    | 0            | 0                        | 100.0            | 0.5              |                   |
|     |                                   | 比較 | △ 14,000,000   | 8,599,040      | 8,599,040      | 0            | 0                        | 0.0              | 0.0              |                   |
| 3   | 利 子 割 交 付 金                       | 30 | 42,000,000     | 93,462,000     | 93,462,000     | 0            | 0                        | 100.0            | 0.1              | 51.4              |
|     |                                   | 1  | 49,000,000     | 48,006,000     | 48,006,000     | 0            | 0                        | 100.0            | 0.1              |                   |
|     |                                   | 比較 | 7,000,000      | △ 45,456,000   | △ 45,456,000   | 0            | 0                        | 0.0              | 0.0              |                   |
| 4   | 配 当 割 交 付 金                       | 30 | 320,000,000    | 279,878,000    | 279,878,000    | 0            | 0                        | 100.0            | 0.4              | 111.0             |
|     |                                   | 1  | 345,000,000    | 310,697,000    | 310,697,000    | 0            | 0                        | 100.0            | 0.4              |                   |
|     |                                   | 比較 | 25,000,000     | 30,819,000     | 30,819,000     | 0            | 0                        | 0.0              | 0.0              |                   |
| 5   | 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金             | 30 | 345,000,000    | 221,377,000    | 221,377,000    | 0            | 0                        | 100.0            | 0.3              | 75.0              |
|     |                                   | 1  | 339,000,000    | 166,026,000    | 166,026,000    | 0            | 0                        | 100.0            | 0.2              |                   |
|     |                                   | 比較 | △ 6,000,000    | △ 55,351,000   | △ 55,351,000   | 0            | 0                        | 0.0              | △ 0.1            |                   |
| 6   | 地 方 消 費 税 交 付 金                   | 30 | 3,641,000,000  | 3,484,277,000  | 3,484,277,000  | 0            | 0                        | 100.0            | 4.5              | 96.3              |
|     |                                   | 1  | 3,332,000,000  | 3,355,062,000  | 3,355,062,000  | 0            | 0                        | 100.0            | 4.1              |                   |
|     |                                   | 比較 | △ 309,000,000  | △ 129,215,000  | △ 129,215,000  | 0            | 0                        | 0.0              | △ 0.4            |                   |
| 7   | ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金               | 30 | 181,000,000    | 170,051,320    | 170,051,320    | 0            | 0                        | 100.0            | 0.2              | 103.0             |
|     |                                   | 1  | 169,000,000    | 175,076,442    | 175,076,442    | 0            | 0                        | 100.0            | 0.2              |                   |
|     |                                   | 比較 | △ 12,000,000   | 5,025,122      | 5,025,122      | 0            | 0                        | 0.0              | 0.0              |                   |
| 8   | 自 動 車 取 得 税 交 付 金                 | 30 | 176,000,000    | 175,757,000    | 175,757,000    | 0            | 0                        | 100.0            | 0.2              | 47.4              |
|     |                                   | 1  | 93,000,000     | 83,313,643     | 83,313,643     | 0            | 0                        | 100.0            | 0.1              |                   |
|     |                                   | 比較 | △ 83,000,000   | △ 92,443,357   | △ 92,443,357   | 0            | 0                        | 0.0              | △ 0.1            |                   |
| 9   | 環 境 性 能 割 交 付 金                   | 30 |                |                |                |              |                          |                  |                  | 皆増                |
|     |                                   | 1  | 46,000,000     | 23,468,000     | 23,468,000     | 0            | 0                        | 100.0            | 0.0              |                   |
|     |                                   | 比較 | 46,000,000     | 23,468,000     | 23,468,000     | 0            | 0                        |                  |                  |                   |
| 10  | 国 有 提 供 施 設 等 所 在 市 町 村 助 成 交 付 金 | 30 | 24,000,000     | 21,591,000     | 21,591,000     | 0            | 0                        | 100.0            | 0.0              | 100.0             |
|     |                                   | 1  | 24,000,000     | 21,591,000     | 21,591,000     | 0            | 0                        | 100.0            | 0.0              |                   |
|     |                                   | 比較 | 0              | 0              | 0              | 0            | 0                        | 0.0              | 0.0              |                   |
| 11  | 地 方 特 例 交 付 金                     | 30 | 196,291,000    | 196,291,000    | 196,291,000    | 0            | 0                        | 100.0            | 0.3              | 292.1             |
|     |                                   | 1  | 590,454,000    | 573,379,000    | 573,379,000    | 0            | 0                        | 100.0            | 0.7              |                   |
|     |                                   | 比較 | 394,163,000    | 377,088,000    | 377,088,000    | 0            | 0                        | 0.0              | 0.4              |                   |
| 12  | 地 方 交 付 税                         | 30 | 3,923,592,000  | 3,886,820,000  | 3,886,820,000  | 0            | 0                        | 100.0            | 5.0              | 109.2             |
|     |                                   | 1  | 4,262,644,000  | 4,246,186,000  | 4,246,186,000  | 0            | 0                        | 100.0            | 5.3              |                   |
|     |                                   | 比較 | 339,052,000    | 359,366,000    | 359,366,000    | 0            | 0                        | 0.0              | 0.3              |                   |
| 13  | 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金             | 30 | 28,500,000     | 27,326,000     | 27,326,000     |              | 0                        | 100.0            | 0.0              | 103.3             |
|     |                                   | 1  | 28,000,000     | 28,241,000     | 28,241,000     | 0            | 0                        | 100.0            | 0.0              |                   |
|     |                                   | 比較 | △ 500,000      | 915,000        | 915,000        | 0            | 0                        | 0.0              | 0.0              |                   |
| 14  | 分 担 金 及 び 負 担 金                   | 30 | 1,171,502,000  | 1,256,689,993  | 1,192,447,171  | 617,000      | 63,625,822               | 94.9             | 1.5              | 79.2              |
|     |                                   | 1  | 950,065,000    | 1,010,802,281  | 943,991,509    | 620,200      | 66,190,572               | 93.4             | 1.2              |                   |
|     |                                   | 比較 | △ 221,437,000  | △ 245,887,712  | △ 248,455,662  | 3,200        | 2,564,750                | △ 1.5            | △ 0.3            |                   |
| 15  | 使 用 料 及 び 手 数 料                   | 30 | 2,339,117,000  | 2,502,462,664  | 2,332,948,303  | 2,703,700    | 166,810,661              | 93.2             | 3.0              | 94.0              |
|     |                                   | 1  | 2,186,214,000  | 2,349,934,817  | 2,192,336,990  | 9,374,540    | 148,223,287              | 93.3             | 2.7              |                   |
|     |                                   | 比較 | △ 152,903,000  | △ 152,527,847  | △ 140,611,313  | 6,670,840    | △ 18,587,374             | 0.1              | △ 0.3            |                   |
| 16  | 国 庫 支 出 金                         | 30 | 14,562,072,160 | 14,173,586,060 | 13,031,464,545 | 0            | 1,142,121,515            | 91.9             | 16.7             | 104.4             |
|     |                                   | 1  | 15,477,793,324 | 14,777,974,367 | 13,598,833,077 | 0            | 1,179,141,290            | 92.0             | 16.8             |                   |
|     |                                   | 比較 | 915,721,164    | 604,388,307    | 567,368,532    | 0            | 37,019,775               | 0.1              | 0.1              |                   |
| 17  | 県 支 出 金                           | 30 | 5,801,512,867  | 5,783,689,630  | 5,388,777,601  | 0            | 394,912,029              | 93.2             | 6.9              | 111.1             |
|     |                                   | 1  | 6,182,710,029  | 5,992,750,284  | 5,988,628,284  | 0            | 4,122,000                | 99.9             | 7.4              |                   |
|     |                                   | 比較 | 381,197,162    | 209,060,654    | 599,850,683    | 0            | △ 390,790,029            | 6.7              | 0.5              |                   |
| 18  | 財 産 収 入                           | 30 | 331,963,000    | 330,556,406    | 330,556,406    | 0            | 0                        | 100.0            | 0.4              | 98.5              |
|     |                                   | 1  | 326,503,000    | 325,742,537    | 325,742,537    | 0            | 0                        | 100.0            | 0.4              |                   |
|     |                                   | 比較 | △ 5,460,000    | △ 4,813,869    | △ 4,813,869    | 0            | 0                        | 0.0              | 0.0              |                   |
| 19  | 寄 附 金                             | 30 | 708,426,000    | 709,909,329    | 709,909,329    | 0            | 0                        | 100.0            | 0.9              | 104.3             |
|     |                                   | 1  | 748,109,000    | 740,337,173    | 740,337,173    | 0            | 0                        | 100.0            | 0.9              |                   |
|     |                                   | 比較 | 39,683,000     | 30,427,844     | 30,427,844     | 0            | 0                        | 0.0              | 0.0              |                   |
| 20  | 繰 入 金                             | 30 | 692,142,000    | 365,560,778    | 365,560,778    | 0            | 0                        | 100.0            | 0.5              | 249.1             |
|     |                                   | 1  | 1,833,995,000  | 910,770,453    | 910,770,453    | 0            | 0                        | 100.0            | 1.1              |                   |
|     |                                   | 比較 | 1,141,853,000  | 545,209,675    | 545,209,675    | 0            | 0                        | 0.0              | 0.6              |                   |
| 21  | 繰 越 金                             | 30 | 985,824,677    | 985,824,673    | 985,824,673    | 0            | 0                        | 100.0            | 1.3              | 85.0              |
|     |                                   | 1  | 837,763,781    | 837,763,634    | 837,763,634    | 0            | 0                        | 100.0            | 1.0              |                   |
|     |                                   | 比較 | △ 148,060,896  | △ 148,061,039  | △ 148,061,039  | 0            | 0                        | 0.0              | △ 0.3            |                   |
| 22  | 諸 収 入                             | 30 | 1,962,245,000  | 2,627,081,561  | 1,968,590,790  | 28,274,543   | 630,216,228              | 74.9             | 2.5              | 91.2              |
|     |                                   | 1  | 1,833,340,000  | 2,466,120,958  | 1,795,828,450  | 211,691,099  | 458,601,409              | 72.8             | 2.2              |                   |
|     |                                   | 比較 | △ 128,905,000  | △ 160,960,603  | △ 172,762,340  | 183,416,556  | △ 171,614,819            | △ 2.1            | △ 0.3            |                   |
| 23  | 市 債                               | 30 | 11,298,712,000 | 7,223,111,000  | 7,223,111,000  | 0            | 0                        | 100.0            | 9.3              | 113.3             |
|     |                                   | 1  | 11,111,052,000 | 8,181,651,000  | 8,181,651,000  | 0            | 0                        | 100.0            | 10.1             |                   |
|     |                                   | 比較 | △ 187,660,000  | 958,540,000    | 958,540,000    | 0            | 0                        | 0.0              | 0.8              |                   |
| 合 計 |                                   | 30 | 84,382,052,704 | 81,990,791,468 | 77,859,407,498 | 98,212,742   | 4,033,171,228            | 95.0             | 100.0            | 103.8             |
|     |                                   | 1  | 86,863,504,134 | 84,372,741,857 | 80,852,652,227 | 281,417,816  | 3,238,671,814            | 95.8             | 100.0            |                   |
|     |                                   | 比較 | 2,481,451,430  | 2,381,950,389  | 2,993,244,729  | 183,205,074  | △ 794,499,414            | 0.8              | —                |                   |

一般会計款別決算状況比較表（歳出）

（単位 円、％）

| 区 分<br>款     | 年度 | 予 算 現 額        | 支 出 済 額        | 翌年度繰越額         | 不 用 額         | 執行率     | 支出済<br>額構成<br>比率 | 支出済<br>額前年<br>度比率 |
|--------------|----|----------------|----------------|----------------|---------------|---------|------------------|-------------------|
|              |    | (A)            | (B)            | (C)            | (A)-(B)-(C)   | (B)/(A) |                  |                   |
| 1 議 会 費      | 30 | 452,139,000    | 438,962,363    | 0              | 13,176,637    | 97.1    | 0.6              | 105.7             |
|              | 1  | 478,979,000    | 463,783,961    | 0              | 15,195,039    | 96.8    | 0.6              |                   |
|              | 比較 | 26,840,000     | 24,821,598     | 0              | 2,018,402     | △0.3    | 0.0              |                   |
| 2 総 務 費      | 30 | 10,355,749,844 | 8,420,338,040  | 1,606,268,320  | 329,143,484   | 81.3    | 10.9             | 116.3             |
|              | 1  | 10,515,940,071 | 9,793,380,727  | 399,729,300    | 322,830,044   | 93.1    | 12.3             |                   |
|              | 比較 | 160,190,227    | 1,373,042,687  | △1,206,539,020 | △6,313,440    | 11.8    | 1.4              |                   |
| 3 民 生 費      | 30 | 36,238,973,000 | 34,727,181,072 | 449,357,440    | 1,062,434,488 | 95.8    | 45.1             | 104.0             |
|              | 1  | 37,242,448,440 | 36,101,007,061 | 36,741,156     | 1,104,700,223 | 96.9    | 45.3             |                   |
|              | 比較 | 1,003,475,440  | 1,373,825,989  | △412,616,284   | 42,265,735    | 1.1     | 0.2              |                   |
| 4 衛 生 費      | 30 | 7,020,281,000  | 6,812,723,607  | 15,444,000     | 192,113,393   | 97.0    | 8.8              | 98.5              |
|              | 1  | 6,924,729,000  | 6,707,259,092  | 3,010,000      | 214,459,908   | 96.9    | 8.4              |                   |
|              | 比較 | △95,552,000    | △105,464,515   | △12,434,000    | 22,346,515    | △0.1    | △0.4             |                   |
| 5 労 働 費      | 30 | 70,478,000     | 68,977,459     | 0              | 1,500,541     | 97.9    | 0.1              | 102.6             |
|              | 1  | 72,979,000     | 70,782,918     | 0              | 2,196,082     | 97.0    | 0.1              |                   |
|              | 比較 | 2,501,000      | 1,805,459      | 0              | 695,541       | △0.9    | 0.0              |                   |
| 6 農 林 業 費    | 30 | 309,606,620    | 269,818,771    | 19,200,000     | 20,587,849    | 87.1    | 0.4              | 95.4              |
|              | 1  | 322,130,000    | 257,399,173    | 38,000,000     | 26,730,827    | 79.9    | 0.3              |                   |
|              | 比較 | 12,523,380     | △12,419,598    | 18,800,000     | 6,142,978     | △7.2    | △0.1             |                   |
| 7 商 工 費      | 30 | 522,301,000    | 487,518,099    | 15,919,000     | 18,863,901    | 93.3    | 0.6              | 136.6             |
|              | 1  | 904,367,000    | 665,724,447    | 0              | 238,642,553   | 73.6    | 0.8              |                   |
|              | 比較 | 382,066,000    | 178,206,348    | △15,919,000    | 219,778,652   | △19.7   | 0.2              |                   |
| 8 土 木 費      | 30 | 7,587,936,840  | 6,317,056,039  | 980,910,484    | 289,970,317   | 83.3    | 8.2              | 106.4             |
|              | 1  | 7,891,203,484  | 6,723,250,297  | 911,302,150    | 256,651,037   | 85.2    | 8.4              |                   |
|              | 比較 | 303,266,644    | 406,194,258    | △69,608,334    | △33,319,280   | 1.9     | 0.2              |                   |
| 9 消 防 費      | 30 | 2,593,222,000  | 2,410,632,505  | 155,600,000    | 26,989,495    | 93.0    | 3.1              | 104.3             |
|              | 1  | 2,548,696,000  | 2,513,347,950  | 0              | 35,348,050    | 98.6    | 3.2              |                   |
|              | 比較 | △44,526,000    | 102,715,445    | △155,600,000   | 8,358,555     | 5.6     | 0.1              |                   |
| 10 教 育 費     | 30 | 10,933,930,400 | 8,920,964,873  | 1,242,279,000  | 770,686,527   | 81.6    | 11.6             | 94.3              |
|              | 1  | 11,818,223,000 | 8,411,243,379  | 2,270,613,000  | 1,136,366,621 | 71.2    | 10.5             |                   |
|              | 比較 | 884,292,600    | △509,721,494   | 1,028,334,000  | 365,680,094   | △10.4   | △1.1             |                   |
| 11 災 害 復 旧 費 | 30 | 146,030,000    | 39,455,038     | 84,267,890     | 22,307,072    | 27.0    | 0.1              | 192.0             |
|              | 1  | 84,268,890     | 75,743,480     | 0              | 8,525,410     | 89.9    | 0.1              |                   |
|              | 比較 | △61,761,110    | 36,288,442     | △84,267,890    | △13,781,662   | 62.9    | 0.0              |                   |
| 12 公 債 費     | 30 | 7,928,603,000  | 7,888,855,885  | 0              | 39,747,115    | 99.5    | 10.2             | 99.3              |
|              | 1  | 7,850,136,000  | 7,829,864,983  | 0              | 20,271,017    | 99.7    | 9.8              |                   |
|              | 比較 | △78,467,000    | △58,990,902    | 0              | △19,476,098   | 0.2     | △0.4             |                   |
| 13 諸 支 出 金   | 30 | 219,189,000    | 219,160,113    | 0              | 28,887        | 100.0   | 0.3              | 67.9              |
|              | 1  | 148,793,000    | 148,779,264    | 0              | 13,736        | 100.0   | 0.2              |                   |
|              | 比較 | △70,396,000    | △70,380,849    | 0              | △15,151       | 0.0     | △0.1             |                   |
| 14 予 備 費     | 30 | 3,613,000      | 0              | 0              | 3,613,000     | 0.0     | 0.0              | —                 |
|              | 1  | 60,611,249     | 0              | 0              | 60,611,249    | 0.0     | 0.0              |                   |
|              | 比較 | 56,998,249     | 0              | 0              | 56,998,249    | 0.0     | 0.0              |                   |
| 合 計          | 30 | 84,382,052,704 | 77,021,643,864 | 4,569,246,134  | 2,791,162,706 | 91.3    | 100.0            | 103.6             |
|              | 1  | 86,863,504,134 | 79,761,566,732 | 3,659,395,606  | 3,442,541,796 | 91.8    | 100.0            |                   |
|              | 比較 | 2,481,451,430  | 2,739,922,868  | △909,850,528   | 651,379,090   | 0.5     | —                |                   |

## 改善通知を受けていない指摘事項一覧表

(令和2年9月24日現在)

| No. | 監査区分           | 年度 | 年度別<br>整理番号 | 指摘年月日       | 指 摘 事 項 の 概 要 |
|-----|----------------|----|-------------|-------------|---------------|
| 1   | 環境・経済部<br>定期監査 | 11 | 32          | H11. 12. 24 | 霊園使用申込み資格について |
| 2   | 教育委員会<br>定期監査  | 11 | 60          | H12. 2. 22  | 学校施設の財産管理について |
| 3   | 環境経済部<br>定期監査  | 14 | 3           | H14. 12. 26 | 長尾山霊園敷地境界について |

(注) 監査区分欄の部等の名称は監査当時のものです。